

欧州連合(EU)で進化する意匠の保護



クラウディオ・バルボーニ (Claudio Balboni)

GIP Italy アソシエイト/Bugnion Spa パートナー

イタリア商標弁理士、欧州商標弁理士、欧州意匠弁理士

<今までの進化>

2001年12月、欧州連合(EU)の前身である欧州共同体は、加盟国間の意匠(工業デザイン)に関する法制の調和を目的として、意匠の保護に関する初の共通規則No.6/2002を導入しました。

この規則No.6/2002が制定されるより以前の1998年には、意匠に関するEU加盟各国の法律を調和させるために、指令No.98/71/ECが採択されました。これに従い、当該指令の要求事項を遵守する国内法をEUの各加盟国は施行しました。

このような過程を経て、EU域内における意匠の保護にかかる制度には現在、大きく2つの異なるタイプが存在します。すなわち各国の国内でのみ有効な保護か、欧州連合全体にわたって適用される保護(共同体意匠)かを選択することができるのです。

共同体意匠の登録を担当する官庁は、当初は欧州共同体意匠庁(OHIM)でしたが、最新の制度改革に伴いOHIMは再編され、欧州連合知的財産庁(EUIPO)と改称されました。EUIPOの主な責務は、商標登録とその関連事項を取り扱うことにあります。規則6/2002に規定された具体的な条項により、EU域内の意匠保護に関する法律は、EU外の国々で通常使われる特許法ではなく、むしろ商標法に沿ったものとなりました。

意匠保護と商標保護の2つが法的に近接している例として、いわゆる"非登録意匠"制度(規則第11条)が導入されたことが挙げられます。商標法と同様に、当該意匠規則では、登録なしにEU域内で個々の意匠を保護することを認めているのです。ただし、この保護は公開から3年間のみです。

同規則では、出願時に先行意匠の存否に関する審査をEUIPOが行うことを要求していません。したがって、要求される手続き要件を意匠出願が満たしてさえいれば、意匠権は出願と同時に直ちに付与されるのです。一方、先の権利を有する意匠権者は、簡単に費用対効果の高い行政訴訟を通じて登録に異議を申し立てることができます。

この意匠出願制度のもう一つの特筆すべき点として、一つの出願に複数の意匠を含めて出願できることがあります。このいわゆる"複数意匠出願"により、個々のデザインに関して支払わなければならない料金を大幅に削減できる効果があります。唯一の条件は、出願に含まれる複数のデ

ザインが同じロカルノ分類に属していることです。ちなみに、ロカルノ分類とは、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定に基づき、同協定を締結した同盟国で発行される意匠公報に表示される国際的に共通な意匠分類です。

＜これからの進化＞

最初のEU意匠法が発効してからの20年以上にわたる実践と数々の技術革新を経て、EU当局は、長年にわたって浮上してきた進化するニーズに対応するため、意匠制度の改正を決定しました。

2022年11月、欧州委員会は新たな意匠指令と共同体意匠に関する新たな規則の提案を発表しました。具体的には、2022年11月28日、欧州委員会は意匠指令（指令98/71/EC）と共同体意匠規則（理事会規則（EC）No 6 /2002）の両方を改正する2組の提案を公表しました。

これらの新法の評価プロセスには、綿密な評価報告書と、2018年から2019年にかけての第1回および2021年の第2回という2回の公開協議とが含まれています。

最終規則は2025年4月に発効する予定です。新たな二次立法を必要としない改正は発効後4カ月以内に施行され、新たな二次立法を必要とする改正部分は18カ月後に施行されます。

同指令については、正式採択後3年以内に、EUの各加盟国はその規則を国内法に反映させる必要があります。

当局は、この改革の主な目的を以下の通りとしています：

- (i) フレームワークをデジタル時代の目的に適合させる。
- (ii) 登録手続きを簡素化し、（手数料を含む）行政負担を軽減する。

以下、様々な進化の方向を説明していきます。

・名称の変更

計画されている改革の予備的な側面として、この知的財産権の名称が、“共同体意匠”から“欧州連合意匠”に変更されることがあげられます。

・意匠の定義の変更

最も重要な変更点は「意匠」の定義にあるとあって過言ではないでしょう。この「意匠」の定義の修正は、“デザイン”の定義と“製品”の定義とに分けて考えられます。

“デザイン”の新たな定義は「製品の全体または一部の外観で、特に製品自体の線、輪郭、色、形、質感、素材、および／またはその装飾の特徴から生じるもので、これらの特徴の動き、移り変わり、またはその他のあらゆる種類のアニメーションを含む」となっています。

また、“製品”の定義は「コンピュータ・プログラム以外の工業製品または手工業製品であり、それが物理的な物体で具現化されるかデジタル形式で具現化されるかを問わない」となっています。

動きや変形、アニメーションを伴うデザインは、2次元的な観方の表現形式だけでは明確に再現することがしばしば困難です。“製品”が「物理的な物体で具現化されるかデジタル形式で具現化されるかを問わない」と定義されることを考えれば、新しい種類の“デザイン”を描くために必要なツールが更新されなければならないことは明らかです。

新しい法文では、「複製は、静的、動的、アニメーションのいずれであってもよく、図面、写真、ビデオ、コンピュータ画像／モデリングなど、一般に利用可能な技術を用いた適切な手段に

よって行われるものとする」と規定されています。これは、グラフィカル・ユーザー・インターフェースや3D CADファイルと同様に、メタバース内のデジタル形式のデザインの保護が認められる可能性が高いことを示唆しています。

"製品"の定義はさらに細分化して定義されており、意匠権で保護されるものには、「パッケージ、物品のセット、内部または外部の環境を形成することを意図した物品の空間的配置、複雑な製品に組み立てることを意図した部品」のほか、「グラフィック作品またはシンボル、ロゴ、表面パターン、タイポグラフィ書体、グラフィカル・ユーザー・インターフェース」が含まれることが明記されています。

・複数意匠出願の許容範囲の変更

現在、複数の意匠を含む出願が受理されるのは、含まれる意匠が同じロカルノ分類に属する場合のみです。新法では、そのような"単一性"要件に縛られることなく複数の意匠を含めた出願が認められるようになります。これからは、出願に含まれる複数の意匠が異なるロカルノ分類に該当する場合であっても、一つの出願による意匠出願が認められることになるのです。唯一の制限は同時に提出できる意匠の数で、50を超えることはできないとされています。

・可視性要件の変更

現在は、エンドユーザーからデザインが見えることが保護の要件となっています。しかし、「保護の対象」を定義する新しい条文では、「登録されたEU意匠に関しては、登録出願書類の中に目に見える形で示されている外観の特徴について保護が与えられる」とされています。これは、保護の要件がエンドユーザー基準の視認性から、登録簿における視認性へと移行することを示しています。これは重要な保護の拡張であり、現在保護されていない多くの意匠が保護されるようになっていくでしょう。

・権利の排他的範囲の変更

意匠権によって与えられる排他的権利は、3Dプリント技術を用いて複製品を作成する行為や、EU域外の市場向けである偽造品のEU域内輸送中の差し押さえにまで拡大されます。

「3Dプリント」については、「デザインを記録した媒体やソフトウェアの作成、ダウンロード、コピー、利用可能な状態にすること」がデザインの使用にあたることが明確にされます。

・修理条項の導入

新法は「修理条項」の規定を明確にするものとなります。

この問題は、欧州連合司法裁判所でのいくつかの重要な裁判で取り上げられてきました。特に問題となってきたのは、意匠権者と流通市場のスペアパーツ生産者との利益関係です。意匠権者が非オリジナルのスペアパーツの商品化をどこまで禁止できるかが不明確ではいけません。たとえば、権利者はスペアパーツの流通市場においても、ある意匠について完全な独占権を保持することができるのか否か。現在、この点に関して、各加盟国の法律は調和していない状況にあります。

新しい修理条項は、パーツが組み合わされた複合製品の構成部分を構成するパーツが、その複合製品を修理して元の外観に戻すことを目的とする場合は、意匠権は及ばないことを明確にしています。従って、元の製品を修理する目的で使用される「マスト・マッチ (must match)」部品に対して意匠権を行使することはできないことになります。一方、これらの「マスト・マッチ」

部品の生産者には、修理目的の部品の商業的源（みなもと）と製造者の身元を公に知らせる義務が課せられます。

・登録維持費用の変更

意匠登録にかかる費用が軽減されます。具体的には、個人および中小企業にとってEU意匠出願がより魅力的なものになるよう、最初の数年間は減額されます。一方、2回目、3回目、4回目の更新時にそれぞれ徐々に上がっていく料金体系が採用されます。このアプローチは、市場で真に使用されている、または現在でも価値のある意匠権のみの登録が維持されることを保証することを目的としています。

・意匠登録の形式的要件の簡素化

意匠登録の形式的要件が簡素化され、出願時に書類が不足していても、表現が十分に明確であれば意匠登録が可能となります。

・文化遺産の保護の禁止

新法は、国家的文化遺産の要素を私的デザインとして保護することを禁じています。この規定の範囲を明確にするため、共同立法者はユネスコの「文化遺産」の定義を採用することに合意しました。

・意匠登録マークの採用

登録意匠の登録マークが導入されます。ヨーロッパの商標法で一般的に使用されている丸で囲んだ「R」や「TM」と同様の記号が、現在のところ登録意匠にはありません。新法は、「登録されたEU意匠の所有者は、その意匠が組み込まれた、または適用された製品に、丸で囲まれたDの文字を表示することにより、その登録を公衆に知らせることができる」と規定しています。この意匠用の登録表示には、登録番号を記載したり、意匠登録原簿の記載事項へのハイパーリンクを付したりを任意でおこなうことができます。

<まとめ>

意匠の保護に関する初の共通規則No.6/2002が2001年12月に導入されてから20年以上の時を経て、意匠の保護制度をデジタル時代に適合させ、登録手続きを簡素化して行政負担を軽減する新しい意匠保護の規則が2025年4月に発効する予定です。

EUにおける意匠の保護は、これによって一挙に進化します。

著者紹介

クラウディオ・バルボーニ（Claudio Balboni）
イタリア商標弁理士、欧州商標弁理士、欧州意匠弁理士
イタリア工業所有権コンサルタント協会・商標委員会委員
GIP Italy アソシエイト/Bugnion Spa パートナー

専門分野: 2001年にフェッラーラ大学にて法学士号、その後ボローニャ控訴裁判所にて弁護士資格を取得。2003年より知的財産権分野に従事。2009年より商標、意匠、著作権、ドメイン名等の保護、戦略担当としてBugnionグループ勤務。欧州共同体商標・意匠チームのパートナー。

イタリア特許商標庁（UIBM）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）への知的財産権の権利化手続きの代理。クライアントの法廷外および行政手続き、デューデリジェンスや知財契約等のコンサルタント。

知的財産弁護士のための国家試験対策講座、知的財産講座や会議の講師。欧州共同体商標・意匠の論文執筆多数。

言語: イタリア語、英語

その他: イタリア・ボローニャ在住。持久力が求められるスポーツが趣味、特にトライアスロンに出場。

【参考】 <https://www.bugnion.eu/en/>

翻訳者

宮川良夫（みやがわよしお）
United GIPs代表
日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitedgips.com